平成8年9月4日訓令(乙)第163号 改正

平成 18 年 3 月 17 日訓令乙第 12 号 平成 30 年 7 月 2 日訓令 (乙) 第 129 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民のスポーツ、文化活動等の振興を図るため、武蔵村山市(第3条において「市」という。)で活動し、かつ全国大会等に出場することとなったものに対して補助金の交付を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「全国大会等」とは、次に掲げる大会をいう。
  - (1) 国若しくは地方公共団体又は公共的団体が主催し、又は共催する全国大会又は都内全域を 越える大会
  - (2) 所属の上部団体が主催し、又は主管する全国大会又は都内全域を越える大会
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認める大会 (交付の対象)
- 第3条 補助金の交付の対象は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。ただし、この要綱による補助金と同種の補助が行われる場合は、この要綱による補助金の交付の対象としない。
  - (1) 市に活動の拠点を置いている団体であって、その団体の構成員の過半数の者が市に住所を有しているもの
  - (2) 市にスポーツ、文化活動等の活動の拠点を置いている者であって、市に住所を有しているもの
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める団体又は個人 (交付の対象事業)
- 第4条 補助金の交付の対象事業は、前条に規定するものが予選会、地区大会、推薦の方法等により出場権を得て、全国大会等に出場する場合とする。

(交付の対象経費)

- 第5条 補助金の交付の対象経費は、団体の構成員又は個人及びこれらに直接関与して同時に全 国大会等に出場する立場にある者(以下「出場者」という。)が負担すべき全国大会等の開催地 までの往復の交通費及び宿泊費の合計額とする。
- 2 前項の交通費の算定については、最も経済的な通常の経路及び方法により往復した場合の鉄道、船舶、航空機等の運賃により計算するものとする。
- 3 第1項の宿泊費については、当該実費とする。

(補助金の額)

- 第6条 補助金の額は、前条に規定する対象経費の2分の1の額とし、その限度額は、次の各号 に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - (1) 宿泊を伴わない場合 次に掲げる額

区分	団体	個人
交通費	出場者1人当たり4,500円を限度とす	出場者1人当たり4,500円
	る額の合計額で90,000円	

(2) 宿泊を伴う場合 次に掲げる額

区分	団体	個人
交通費	出場者1人当たり4,500円を限度とす	出場者1人当たり4,500円
	る額の合計額で90,000円	
宿泊費	出場者1人当たり4,500円を限度とす	出場者1人当たり4,500円
	る額の合計額で90,000円	

(交付の申請)

- 第7条 補助金の交付を受けようとするものは、武蔵村山市補助金等交付規則(昭和 48 年武蔵村山市規則第21号。以下「交付規則」という。)第5条第1項に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、全国大会等の開催日の30日前までに市長に申請しなければならない。ただし、申請期限について市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。
  - (1) 大会要項
  - (2) 大会出場者登録表
  - (3) その他の必要書類
- 2 市長は、交付規則第5条第2項に規定する書類の添付を省略させることができる。 (前金払の請求)
- 第8条 交付規則第8条の決定通知を受けたものは、交付規則第15条の通知を受ける前であっても、当該決定通知に基づく交付額について、前金払の請求をすることができる。

(実績報告)

- 第9条 交付規則第14条に規定する実績報告には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 大会結果報告書
  - (2) その他の必要書類

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成8年9月4日から施行する。

附 則 (平成 18年 3月 17日訓令(乙)第12号)

この要綱による改正後の第6条の規定は、平成18年4月1日以後に出場する全国大会等について適用し、同日前に出場した全国大会等については、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成30年7月2日から施行する。